

77. 緑化推進事業（個人植樹活動助成）

担当課：農林政策課 農林振興係

■目的及び概要

みどり豊かな生活環境の実現を目的として植樹に対する経費を一部助成するもの。

■対象者

次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 市内に居住し、住宅を所有する個人。
- (2) 過去に本事業の助成を受けたことがないこと。

■対象条件

申請者の住宅敷地内に生垣もしくは樹木を植栽すること。

■助成金額

1 件当たりの限度額を 1 万円とする。助成件数は 10 件程度とします。

(予算がなくなり次第終了とします。)

■申請時期

12 月中旬～3 月中旬まで

■留意事項

当該年度内に設置が完了すること。

78. 緑化推進事業（地区植樹活動助成）

担当課：農林政策課 農林振興係

■目的及び概要

みどり豊かで快適な生活環境の創造とみどりのふれあいを目的として公共地等に植樹を行った者に対し、その経費の一部を助成するもの。

■対象者

各地区行政区長会

■対象条件

学校、公園・路地、公共施設（公民館）等に植樹を行うこと。（学校については地区と学校で協議）

■助成金額

1 地区上限 5 万円以内で活動に要した費用（予算によって上下する）。

※ 樹木の材料費、肥料等の経費事業実施時のお茶、菓子代等（弁当・作業謝礼は対象外）その他（苗木の運搬費等）それ以外の経費については協議する。

■申請時期等

(1) 植樹活動の選定計画 12 月上旬

(2) 植樹活動後の報告 3 月上旬

※ 各地区行政区長会会長宛てに 12 月に通知文発送

■留意事項

(1) 植樹を行う樹種について、指定はありませんが、草花の苗は認められません。

(2) 事業実施箇所が複数ある場合は、実施箇所分の提出をお願いします。

(3) 写真については、事業前後各 1 枚及び活動状況 2 枚の計 4 枚となります。（カメラが必要な場合は、農林政策課にて貸出可能です）

(4) 領収書の宛名は、各地区行政区長会の代表者名でお願いします。

79. 宇土市有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金

担当課：農林政策課 農林振興係



■目的及び概要

有害鳥獣による農林産物の被害防止を図ることを目的に、有害鳥獣が農林地に侵入することを防止するための柵や附帯施設の設置に要する経費の一部に対して補助金を交付するもの。

■対象者等（受給資格者など）

次のいずれにも該当する者

- (1) 市内に住所を有する農林業者又はその組織する団体
- (2) 農林業者等が管理する農林地において、新たに侵入防止柵等の設置を行う者
- (3) 侵入防止柵等を適切に管理する者
- (4) 市税等の滞納がない者
- (5) 同一年度内にこの補助金を受けたことがない者

■対象経費

侵入防止柵等の設置に係る資材購入費（侵入防止柵等の設置に係る工事費及び人件費は補助対象外）

■補助率及び限度額

- (1) 補助率：1/2 以内
- (2) 限度額：10 万円

■申請時期

随时受付

■留意事項

- (1) 交付決定前に資材を購入した場合は、助成対象になりません。
- (2) 予算がなくなり次第終了します。

■根拠法令等

宇土市有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金交付要綱